

公開空地等の活用に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公開空地等を活用した市民等の主体的な取組により、にぎわいの創出や地域コミュニティの醸成、良好な景観の維持・形成等の地域の課題改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者、市内において事業活動その他の活動を行う者又は市内に土地若しくは建物を所有する者をいう。

(2) 公開空地等 次に掲げる区域又は敷地において日常一般に開放されている空地又は建築物の内部空間をいう。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第4号に規定する特定街区の区域

ロ 都市計画法第12条の5に規定する地区計画の区域

ハ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2第1項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の規定により市長の許可を受けた建築物の敷地

ニ 川崎都市計画高度地区ただし書き第2項第4号の規定により市長の許可を受けた建築物の敷地

(3) 地域活性化団体 第4条第3項の規定により登録簿に登録された団体

第2章 地域活性化活動

(地域活性化活動)

第3条 公開空地等を活用した市民等による地域活性化活動は以下の全てを満たすものとする。

(1) にぎわいの創出や地域コミュニティの醸成、良好な景観の維持・形成等の地域の課題改善に資するものであること。

(2) 周辺の環境と調和するものであること。

(3) 日常自由に通行できる通路幅を確保し、歩行者等の自由な通行や利用ができるものであること。

(4) 法令により禁止されているもの及び公序良俗に反するものでないこと。

(5) 原則として単なる企業のPR及び商品広告でないこと。

(6) 政治活動及び宗教活動に関する催事でないこと。

(7) 安全面に十分に配慮されていること。

(8) 地域活性化活動に伴い、設置するものについては、地区にふさわしく周辺の環境と調和し、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。

(9) 一時的な利用であること。

(10) 低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドラインに基づく評価を受けた利用を阻害するものでないこと。

第3章 団体の登録

(団体の登録)

第4条 市長は、地域活性化活動を主体的に行う団体を登録するものとする。

2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った団体が、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、第5条第1項の規定により拒否する場合を除き、登録簿に登録し、当該団体にその旨を通知するものとする。

(1) 当該団体が実施しようとしている活動が、地域活性化活動に該当すると認められるとき。

(2) 当該団体が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人等の法人格を有するとき。

(3) 当該団体が、活用する公開空地等を所有する者又はその者に代わって当該公開空地等を活用することができる者であるとき。

(4) 活用する公開空地等が地域活性化活動を行うことが可能な広さ及び形状、市街地環境を有すると認められるとき。

(5) 当該団体が活用する公開空地等において、現に他の地域活性化団体による地域活性化活動が行われている場合には、そのすべての団体との間で当該公開空地等において地域活性化活動を行うことについて合意があるとき。

4 前項の規定による登録の有効期間は、登録日から3年とする。

(登録の拒否)

第5条 市長は、第4条第2項の規定による申請を行った団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿への登録を拒否するものとする。

(1) 第9条第2号又は第3号に該当することにより登録を抹消され、その登録の抹消の日から3年を経過していないとき。

(2) 申請を行った団体の役員の内いずれかが、第9条第2号又は第3号に掲げる事由により、同条の規定による登録の抹消の処分を受けた団体の役員であって、その処分の日から3年を経過していないとき。

(3) 前各号に掲げるものの他市長が登録を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を当該団体に通知しなければならない。

(登録内容の変更)

第6条 地域活性化団体は、登録内容に変更があったときは、直ちにその旨及びその内容を市長に届け出なければならない。

(登録の更新)

第7条 第4条第4項の有効期間の満了後引き続き市長の登録を受けようとする地域活性化団体は、当該有効期間が満了する日の30日前までに登録の更新の申請を行わなければならない。

2 第4条第3項及び第5条第1項の規定は、前項の登録の更新の申請について準用する。
(報告)

第8条 市長は、地域活性化団体の行っている活動が申請内容と著しく異なる等、公開空地等の不適切な利用を確認した場合は、地域活性化団体に対し、報告を求めることとする。
(登録の抹消)

第9条 市長は、地域活性化団体が次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、当該団体の登録を抹消するものとする。

- (1) 解散等の届出が行われたとき又は解散等に該当する事実が判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 第11条に規定する地域活性化活動の運営計画の報告の内容が、第3条各号を満たさないとき。
- (4) 地域活性化団体の行っている活動が申請内容と著しく異なることが判明したとき。
- (5) 登録の有効期間満了までに、登録の更新のための申請が行われないうとき。
- (6) 第7条第2項において準用する第5条第1項の規定により、市長が登録の更新を拒否したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なくその旨を当該団体に通知しなければならない。

(地域活性化活動の促進)

第10条 市長は、地域活性化団体が行う地域活性化活動に対し、当該活動を促進するために必要な方策を講ずるものとする。

(地域活性化活動の運営計画の報告)

第11条 地域活性化団体は地域活性化活動を行う14日前までに当該活動の運営計画を市長に報告しなければならない。

(活動状況の報告)

第12条 地域活性化団体は、当該団体が行う地域活性化活動の状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、毎年度の活動実績（当該団体が登録された日を含む年度にあつては、当該登録された日からその後最初の3月31日までの間の活動実績）を記載した書類を、当該年度終了後1月以内に市長に提出することにより行うものとする。

第4章 その他

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公開空地等の利用に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、川崎駅周辺地区及び小杉駅周辺地区において試行的に実施するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。